

## 滝沢市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を令和8年6月に実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年6月25日

滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

# 財政援助団体等監査報告書

## 1 監査対象及び団体

件名 (公財) 滝沢市スポーツ協会補助金、滝沢総合公園等指定管理料  
団体名 公益財団法人 滝沢市スポーツ協会  
(担当課：教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課)

## 2 実施日時 令和8年6月9日(火)

(担当課監査) 午前9時00分から午前10時45分

令和8年6月10日(水)

(団体等監査) 午前9時15分から午前10時20分

## 3 実施場所等

(担当課監査) 場所 滝沢市役所 第2委員会室

対象 教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課

(団体等監査) 場所 滝沢総合公園体育館2階会議室

対象 公益財団法人 滝沢市スポーツ協会

## 4 監査執行者 滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

## 5 監査の方法

財政援助団体等の監査の実施には、被監査団体から経営態勢、事業の経営成績及び財政状態、歳入歳出決算及び現有財産の状況並びに指定管理委託料に関する書類等、監査の実施に必要な書類の提出を求め、必要に応じて市の担当職員から説明聴取し、監査調書等についての審査を実施するとともに、当該団体の責任者等から自主事業の実施状況、収支予算の執行状況及び事業効果等について説明を求めたほか、提示された会計経理にかかる諸帳簿、証書類及び収支計算書の照合確認による実地監査を行ったところである。

なお、監査の実施に当たって、次の点を主眼とした。

### (1) 所管課に係る監査手続

#### **指定管理委託料**

- ・公の施設の管理を行わせている団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

#### **補助金**

- ・補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適性か。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## （２）指定管理者・補助金交付団体に係る監査手続

### 指定管理委託料

- ・施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・管理経費について、証憑突合を行うとともに、それが妥当なものであることを確かめる。
- ・利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

### 補助金

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ・精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。

## 6 監査の結果

監査の対象とした、指定管理に関する事務事業の執行、事業の管理状況及び会計処理等の事務処理については、全般的にみて概ね良好と認められる。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、担当課に対して改善検討を要請した。